

環境厚生常任委員会

日 時 平成29年3月13日（月）午後1時15分～
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査（説明～質疑） ※当初予算・条例

(1) 第12号議案 平成29年度亀岡市病院事業会計予算

【市立病院】

(2) 第2号議案 平成29年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算

(3) 第7号議案 平成29年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

(4) 第46号議案 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 第74号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【環境市民部】

(6) 第4号議案 平成29年度亀岡市休日診療事業特別会計予算

(7) 第6号議案 平成29年度亀岡市介護保険事業特別会計予算

(8) 第47号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(9) 第48号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

4 討 論～採 決

5 その他

- 議会だよりの掲載事項について
- わがまちトークの意見対応について
- 行政視察について
- 月例開催について

審 査 日 程

3月13日（月）

●補正予算 委員長報告の確認

10:00～	
--------	--

●議会運営委員会（幹事会） ～ 会派会議 ～ 本会議

●議案審査：当初予算、条例分（説明～質疑）

13:15～	第12号議案	平成29年度亀岡市病院事業会計予算	市立病院
14:25～	第46号議案	亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	環境市民部 （市民課）
	第74号議案	亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	環境市民部 （保険医療課）
	第2号議案	平成29年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算	
	第7号議案	平成29年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	
15:50～	第4号議案	平成29年度亀岡市休日診療事業特別会計予算	健康福祉部 （健康増進課）
	第6号議案	平成29年度亀岡市介護保険事業特別会計予算	健康福祉部 （高齢福祉課）
	第47号議案	亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
	第48号議案	亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

●討 論～採 決 （当初予算、条例分）

17:00～	（採決順：2、4、6、7、12、46、47、48、74号議案）
--------	---------------------------------

●その他

	議会だよりの掲載事項について
	わがまちトークの意見対応について
	行政視察について
	月例開催について

3月27日（月）

●当初予算、条例分 委員長報告の確認

●その他

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H29.1.17 20:00~21:45)

会場(東本梅町ふれあいセンター)

テーマ(東本梅町のまちづくりについて)

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	保育所がなくなると若い世代が住まなくなる。東本梅保育所を存続してほしい。亀岡市全域から児童を受け入れてはどうか。		環境厚生			
2	以前から保育所統合の話があった。保育所がなくなると生活を圧迫する。適正規模とは何をもって判断するのか。市も園児数を増やす努力をしてほしい。保護者会でも保育所の魅力を発信したいと考えている。広域入所等についても考えてほしい。		環境厚生			
3	本梅保育所には駐車場用地が無く送迎も大変である。駐車場やグラウンドを整備し、通いたいと思えるような園をつくる統合であれば地域の未来が見える。人数が少ないというだけの理由での統合では未来が見えない。	皆さんが住むまちを、どうしていきたいかについて、地域でまとめていただければと思う。これまでは、まちづくりを行政に任せてきたところがある。今後は、予算も限られ、人口も減少していることから、地域全体で取組むことが必要だと考える。農地、山、人の和をまちの財産として、生かしていただきたい。	環境厚生			
4	保育所がどうすれば存続できるのかは東本梅町の町民も考えないといけないが、亀岡市としてもどうすれば若い人が増え、存続できるのかを考えてほしい。もう少し時間的な猶予が必要である。		環境厚生			
5	東本梅町としては町おこしの関わりの中で知恵を絞っている。しかし、保育所はまちおこしのためにあるわけではない。まちおこしとは別に保育園問題を考えてほしい。	公立保育所は、民間ができないところをカバーしていくべきだと思う。人数が少ないから統合ということではなく、増やすためにはどうすればよいかを考えていくべきである。	環境厚生			
6	第4次亀岡市総合計画と今回の統廃合方針は逆方向ではないか。将来を担う子どもをどう育てていくかを考えていかなければ、周辺部から急速に廃れていくと思う。	保育所を存続することについては、亀岡市がこの地域でどのように子どもたちを育むのかという点と、どのように人口を増やしていくかという点にかかっている。保護者、地域の声を市がどう受け止めるかが一番重要である。地域の皆さんの声を、大きくしていくことが必要だと考える。	環境厚生			
7	保育所を残してほしいという思いがあるが、住民が納得できるような話し合いにならない。計画により公共施設を整理されると思うが、JR駅周辺とは違い、周辺部はさらに不便になる。どうすればよいか、その方法を教えてほしい。	子どもを増やすことは、行政がどのような施策をとるかにかかっている。それを地域と一緒に考えていくことが必要である。また、地域で課題を共有して、市民力、地域力を上げ、真剣にまちづくりをしていくことが大事である。	環境厚生			

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H29.1.18 20:00~21:34)

会場(畑野町公民館)

テーマ(地域こん談会の内容についての意見交換)

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	倒木等の対応に係り、別荘等の所有者に連絡がとれず困っている。自治会で所有者を特定できるような権限を条例により付与してほしい。	宅地等の形状であれば、環境保全担当部署で対応しているが、山林の方では対応できていない。当町ではそのような地域の課題があることを受け止める。	環境厚生 産業建設			
2	①宅地においても、倒木等の危険があるので、市職員に来てもらったが、伐採の方法を教わっただけだった。それが現状である。自ら伐採することは困難である。 ②せめて道路に面したところなど、市で一定の基準に基づき判断されたものについては、強制力を発揮できるような条例が必要である。	①宅地の保全に係っては条例を設けており、それに基づいて、調査等を行っている。 ②所有者の財産であり、行政としても手の出しづらいところである。法の範囲を超えることはできないことから難しい問題である。	環境厚生 産業建設			
3	市立病院の経営赤字に関して、議会ではどのような議論をしているのか。	医師の確保が一番の課題となっている。環境厚生常任委員会では、この1年間、病院の経営改善をテーマに取り組んできた。病院では今、新改革プランを立てるところであり、今後も引き続き注視していきたい。	環境厚生			
4	亀岡駅前のイオン、西友の立体駐車場のアスベストに関して、指導はされないのか。		環境厚生			

平成29年度

亀岡市病院事業会計当初予算

参考資料

【環境厚生常任委員会】

市立病院

市立病院の業務状況

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (1月末)
入院患者数	年間	27,574人	24,409人	23,530人	21,532人
	一日 平均	75.5人	66.9人	64.3人	70.4人
外来患者数	年間	68,959人	66,630人	64,277人	52,222人
	一日 平均	282.6人	273.1人	264.5人	259.8人
病床利用率		75.5%	66.9%	64.3%	70.4%

市立病院の経営状況

(消費税抜き、単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当初予算)
【収益的収入】				
医業収益	1,905,301	1,765,063	1,712,849	1,980,835
医業外収益	372,192	383,312	293,058	180,430
計	2,277,493	2,148,375	2,005,907	2,161,265
【収益的支出】				
医業費用	2,180,553	2,209,639	2,231,833	2,354,425
医業外費用	107,590	121,753	124,434	137,404
計	2,288,143	2,331,392	2,356,267	2,491,829
【特別損失】		123,771	50,436	50,436
【当年度純損益】	▲10,650	▲306,788	▲400,796	▲381,000
【剰余金変動額】		371		
【累積欠損金】	463,643	619,456	524,567	855,131
欠損金処理後	313,039	123,771	-	
経常収支比率	99.5	92.1	85.1	86.7

平成29年度 病院事業会計当初予算 参考資料

◆一般会計繰入金

(単位：千円)

	繰入項目	予算計上額
医業収益	救急医療経費	122,400
医業外収益	高度医療経費	144,093
	支払利息分	19,569
	基礎年金拠出金公的負担経費	22,389
	共済追加費用負担経費	9,993
	小児医療経費	5,340
	リハビリテーション経費	13,250
	医師看護師等研究研修費	4,770
	改革プラン点検・評価・公表経費	200
	資本費繰入収益	73,286
	不採算地区病院運営経費	44,879
	経営健全化分	120,000
繰入金合計		580,169

◆収益的支出 委託料内訳

(単位：千円)

業務委託名	予算計上額
総合管理業務委託料	70,522
医療事務業務委託料	55,534
患者給食業務委託料	45,385
医療機器等保守料	30,000
電子カルテシステム保守業務委託料	20,520
検体検査業務委託料	11,530
滅菌・手術室清掃業務委託料	11,447
廃棄物処理・収集運搬委託業務	10,006
職員健康管理業務委託料	2,200
医療ガス配管設備保守点検料	1,841
植栽管理業務委託料	1,764
電話保守業務委託料	1,200
その他 - 16件	4,472
合計	266,421

うち交付税算定分

普通交付税分	病床割	75,300
	救急告示分	44,779
	企業債元利償還金	92,855
特別交付税分	小児医療病床	5,340
	基礎年金拠出金	11,194
	共済追加費用	5,822
	不採算地区病院運営経費	44,879
合計		280,169

◆企業債元利償還金の今後の見込み

(単位：千円)

年度	28年度末現在	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
支払利息	51,665	49,092	46,650	43,860	40,982	38,100	35,254	32,423
元金償還	294,618	200,719	207,747	218,403	202,063	188,133	174,166	176,997
未償還残高	3,193,062	3,042,343	2,834,596	2,616,193	2,414,130	2,225,997	2,051,831	1,874,834

※既借入分に加え、28年度に50,000千円、29年度に50,000千円の発行(利率0.5%を想定)を見込んでいます。

平成29年3月議会

国民健康保険事業特別会計

3月13日開催

環境厚生常任委員会資料

【環境市民部】

【低所得者の保険料負担の軽減について】

○国民健康保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大する。

【具体的な内容】

① 5割軽減の拡大……軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数

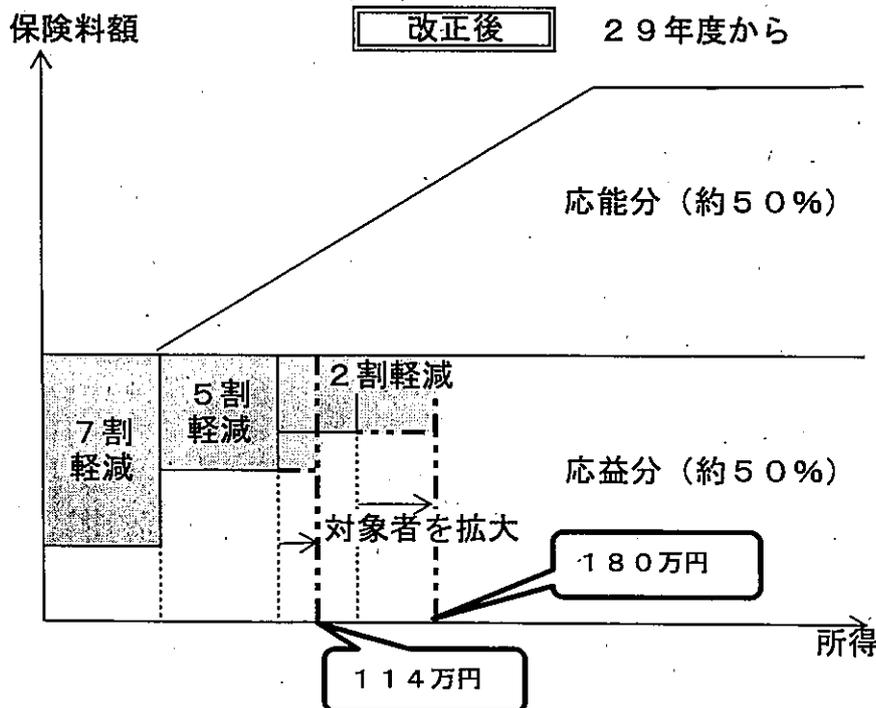
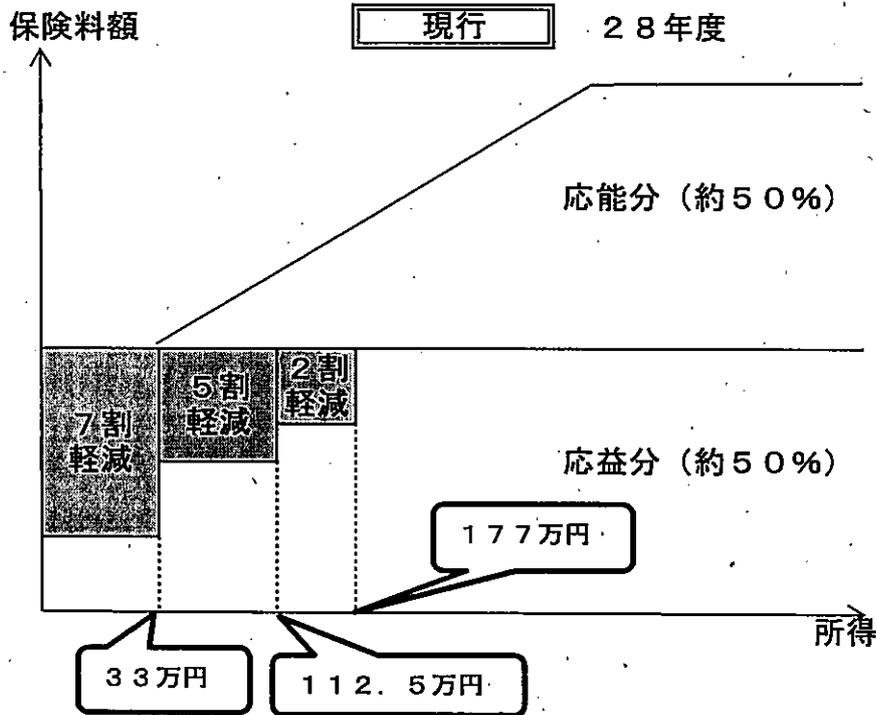
(改正後) 33万円 + 27万円 × 被保険者数

② 2割軽減の拡大……軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 33万円 + 48万円 × 被保険者数

(改正後) 33万円 + 49万円 × 被保険者数

例) 3人世帯の場合



参考：保険料の計算例（家族3人加入の場合）

		平成28年中の総所得	賦課基準所得（総所得-33万円）
世帯主	50歳	1,880,000円（給与収入）⇒1,136,000円（給与所得）	806,000円
配偶者	48歳	無	0円
子	20歳	無	0円
		合計	806,000円

■医療分の保険料

所得割額 80万6千円×8.60% ≒ 69,310円
 均等割額 3人×26,500円 = 79,500円
 平等割額 23,500円

172,310円

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

所得割額 69,310円
 均等割額 63,600円
 平等割額 18,800円

151,710円

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

所得割額 69,310円
 均等割額 39,750円
 平等割額 11,750円

120,810円



■支援分の保険料

所得割額 80万6千円×2.70% ≒ 21,760円
 均等割額 3人×8,500円 = 25,500円
 平等割額 7,500円

54,760円

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

所得割額 21,760円
 均等割額 20,400円
 平等割額 6,000円

48,160円

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

所得割額 21,760円
 均等割額 12,750円
 平等割額 3,750円

38,260円



■介護分の保険料

所得割額 80万6千円×3.00% = 24,180円
 均等割額 2人×10,000円 = 20,000円
 平等割額 6,000円

50,180円

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

所得割額 24,180円
 均等割額 16,000円
 平等割額 4,800円

44,980円

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

所得割額 24,180円
 均等割額 10,000円
 平等割額 3,000円

37,180円



■保険料合計（年間保険料）

医療分+支援分+介護分=

現行の所得基準では

2割軽減対象世帯であるため

244,850円

改正後の所得基準では

5割軽減対象世帯となるため

196,250円

